

## 監査役・いたさんのオピニオン NO.29

※本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致しません。本稿は、2024 年 3 月開催の基礎経済科学研究所春季研究集会での報告を加筆・修正し、同研究所機関誌『経済科学通信』(2024 年 12 月)に寄稿したものです。

# 企業統治改革とサステナビリティ経営 (ESG・SDGs)

板垣隆夫

## 1. はじめに

### 1-1.問題意識

#### (1)日本経済の回復はホンモノか

2024 年 2 月 22 日、日経平均株価がバブル絶頂期の 1989 年以来 34 年ぶりに史上最高値を更新した。今回の株高は一時的なバブルでなく、日本の株式市場が本格的な上昇相場に突入したとする強気な見通しがある一方で、物価高に賃金が追いつかず、多くの国民には株高の高揚感はない今の状況を「実感なき株高」「熱狂なきバブル」と憂える声も強い。今回の株価のバブル超えは低迷する日本経済や物価高に喘ぐ国民生活の転換点になり得るのか。

#### (2)日本企業の二重の課題をめぐるせめぎ合い

2022 年春の SDGs 分科会報告「日本のガバナンス改革と ESG・SDGs 経営の行方」において、報告者は日本企業が二重の課題に直面していることを示した。第一は失われた30年からの日本経済・企業の復活と新たな成長の模索という我が国固有の課題であり、第二は国際的に大きな潮流となったサステナビリティ経営の実現という課題である。これをめぐっていくつかの潮流のせめぎ合いがある。①新自由主義路線の継続・貫徹か反省・克服か、②株主資本主義かステークホルダー資本主義か、③経済価値(利潤最大化)重視か社会価値(社会課題解決)重視・両立か、④米国型経営導入の一層の推進か新しい日本的経営の再建か、⑤短期的利益優先か長期的利益重視か、⑥金融資本主義かモノ作り重視か 等々である。これらの帰趨はどこに行き着くのか。

#### (3)SDGs の取り組みは危機的状況か

2023 年 9 月 SDGs サミットと気候野心サミットが開催され、現時点で目標の達成が危ぶまれる状況にあることを示した。グテーレス国連事務総長は「世界的な危機と挫折」が起きており、SDGs の 169 のターゲットの内「現在軌道に乗っているのはわずか 15%に過ぎず、多くの目標が後退している」と危機感を表明した。毎日流される暴力と分断に満ちた過酷なニュースの前で、平和で正義に満ちた社会を目指す SDGs は美辞麗句に彩られた絵空事で無力なものなのか。

### 1-2.本報告の目的

本報告の目的は下記を検討することである。

- ①「失われた 30 年」からの脱却を目指す企業統治改革(CG 改革)の到達点と現局面の特徴は何か、どういう方向に進もうとしているのか。
- ②CG 改革の中で SDGs を始めとしたサステナビリティ課題はどう位置付けられているか。
- ③サステナビリティ課題への取り組みは企業にいかなる変容を求めているのか。

## 2. サステナビリティ課題における企業の位置付け

### 2-1.SDGsにおける企業の位置付け

#### (1)企業の役割の重視

SDGs は世界中に存在している環境問題・差別・貧困・人権問題などの課題をすべての人の行動によって 2030 年までに解決していこうという行動目標・計画を指す。SDGs の前身である「MDGs」(2015 年までの目標)では、途上国の開発問題がメインの対象で、政府や国際機関などが主体となっていた。SDGs では、経済・環境・社会にも対応し、先進国も含めた世界共通の目標となり、中でも企業の役割を重視し、“企業主体”の目標達成が期待されている。日本においても、日本経団連や各業界団体の外、個別企業も SDGs への取り組みを進めており、すでにビジネスの世界では“共通言語”になりつつある。今後、環境課題や社会課題に配慮しない企業は、消費者にネガティブに評価され、利益を生み出すことは難しくなると考えられている。

#### (2)国連による企業や投資家の包摂策

こうした流れを生み出した背景に、国連を中心にした国際機関による国際的規範の確立のための長い戦いと努力の積み重ねがある。とりわけアナン国連事務総長が主導した人権、労働、環境の3つの領域における一連の提言活動の影響が大きい。「国連の企業化」という批判も撥ね退けてアナンがとったのが、企業や投資家の包摂策であった。1999 年の企業行動原則(グローバル・コンパクト)の提唱、2006 年の国連責任投資原則(PRI)の発足を経て、2011 年にビジネスと人権に関する国際指導原則(指導原則)が採択された。こうした国連や他の機関の様々な取り組みの成果の蓄積を背景に、それらを統合し包括したものとして SDGs がある。

#### (3)我が国でも官民挙げた取り組みにより広く普及

2016 年に「SDGs 推進本部」が発足し、日本での実施に向けた具体的な国家戦略である「SDGs 実施指針」を策定した。更に多様なセクターが集まった「SDGs 推進円卓会議」が設置されており、日本全体として SDGs 達成に向けた取り組みが進展しつつある。官民挙げた取り組みにより、SDGs の認知度は広く拡がり、2023 年には 90%に到達した。その一方で各国との比較では「内容を詳しく知っている」との回答が 4%と最低レベルにあり、取り組みが上滑りしている懸念がある。とはいえ、学校教育分野で普及が進んだことから、様々な社会問題に対する国民の意識変革に大きく寄与する可能性が生まれている。

### 2-2.変革の道具としての SDGs

#### <目指すべき世界像に向けた変革宣言>

「2030 年アジェンダ宣言」では、単なる変化ではなく構造転換が目指されていた。お題目ではなく、世界変革目標として位置づけられている点が重要である。目指すべき世界像は「貧困、飢餓、病気および欠乏から自由な世界、恐怖と暴力から自由な世界」「人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等および差別のないことが尊重される社会」「持続可能な経済成長と働きがいのある人間らしい仕事を享受できる世界」である。気候変動問題の深刻化もまた社会システムの変革の問題に行き着く。SDGs への取り組みもまた、課題の解決を本気で追求する中で資本主義システムそのものの変革への契機となる可能性がある。

### 2-3.サステナビリティ重視の国際的潮流の本流化

#### (1)ステークホルダー資本主義の本流化

企業は株主への貢献を優先する利益追求のみではなく、関連するステークホルダー全般に貢献すべきとするステークホルダー資本主義の潮流がここ数年急速に影響力を拡大してきた。背景には近年世界を席巻した

新自由主義の経営思想である株主資本主義の行き詰まりがある。一部の者への膨大な富の集積と他方での貧困と格差の拡大である。2019 年米国の財界団体「ビジネスラウンドテーブル(BRT)」が株主至上主義から決別し、企業の目的は「すべてのステークホルダーのために価値を創出すること」と宣言したことは画期的なことであった。ただしこの宣言は株主利益とその他のステークホルダーの利益が衝突した場合には、株主利益を優先させる「啓発的な株主価値論」に留まっている点には留意が必要である。

## (2)サステナビリティ重視の潮流を支える ESG 投資

この潮流を支えているのが国際的な ESG 投資の急増である。投資の意思決定において、従来型の財務情報だけを重視するだけでなく、ESG も考慮に入れる「ESG 投資」は、企業の社会的責任を重視した投資 SRI (社会的責任投資)として長い歴史を持つ。2022 年の世界全体の ESG 投資額は 30.3 兆米ドル(約 4,500 兆円)で、世界全体の投資額に占める ESG 投資の比率は 24.4%であった。今や ESG 投資は特殊な投資手法という位置づけから、一般的な投資手法(メインストリーム)へと変貌を遂げたと言って良い。ステークホルダー資本主義を基礎に、ESG 投資に支えられながら、SDGs などの社会的課題に積極的に取り組む経営は近年はサステナビリティ経営と呼ばれて、確実に定着してきていることは強調しておきたい。ただし、後述の通り、ESG 投資もアンチ ESG という大きな壁にぶち当たっている点も軽視できない。

## 3. 企業統治改革の到達点とサステナビリティ経営の位置

### 3-1 日本企業が遂行すべき二重の課題

前述の通り、日本の経済とそれを支える企業は、解決すべき二重の課題に直面している。立ち向かうべき深刻な危機とは、①日本経済の低迷と日本企業の国際的地位の低下、②企業利益と内部留保の大幅増の一方での実質賃金の低迷、③貧困と格差の拡大等社会矛盾の噴出、④地球温暖化が象徴する環境・エネルギー問題の深刻化等々である。その多くはバブル崩壊後の新自由主義路線が齎したものである。

### 3-2 .CG 改革の多面的な性格

#### (1)わが国の CG 改革の狙い

2015 年策定された CG コードでは、健全な企業家精神の発揮に資する「攻めのガバナンス」による、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上が謳われた。ターゲットは稼ぐ力の向上であり、問題にされたのが「サラリーマン共同体経営」という日本的な経営で、以下の転換が目指された。① 従業員・経営者の利益を優先する「内向き志向の経営」から ROE、株主・投資家重視の経営への転換、② 守りに陥っている経営者マインドから積極果敢にリスクテイクする攻めの経営への転換、③社外者の監督の下での透明性をもった経営者選解任システムへの転換、④ 中長期インセンティブ付与の役員報酬改革、⑤ 政策保有株式の徹底的な削減。特に目玉は③の社外者の監督の下での透明性を持つ経営者選解任システム、すなわち CEO の選解任を社外取締役が主導する点である。

#### (2)CG改革の三つの側面

CG改革については三つの側面から理解する必要がある。

- ①アベノミクスの成長戦略の一環として「政治主導」で制定されたという側面。【キーワード】は「日本企業の稼ぐ力の回復」「攻めのガバナンス」「企業収益(ROE)向上」。
- ②日本的経営から米国型経営への転換を志向している側面。【キーワード】は「執行と監督の分離(モニタリングモデル)」、「社外取締役の本格活用・過半数化」、「株主主権論」、「投資家との対話」。
- ③国際的に蓄積されてきた企業統治の知見とベストプラクティスが反映している側面。【キーワード】は「持続的な

成長と中長期的な企業価値の向上」、「適切な情報開示と透明性の確保」「株主を始め顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーの重視」「株主と社会の観点からの監視・監督」「ESG問題への積極的・能動的な対応」。なお、これらは相矛盾する要素が存在する点に注意が必要である。

### (3)CG 改革の到達点と転換点

金融庁と経産省主導でかなり強引に進めてきた CG 改革は形式的な整備は一定進展したが、その更なる実質化の壁にぶち当たって、大きな転換点に差し掛かっている。東証が前面に出て投資家主導による市場改革と「資本コストや株価を意識した経営」の浸透に躍起になっている。今までの CG 改革の株主第一主義に対して、関西財界を中心にステークホルダー資本主義の立場からの抵抗と批判も高まっている。国際潮流からの周回遅れとも揶揄される株主資本主義の徹底に更に突き進むのか注目である。

#### <到達点>

多くの上場企業で独立社外取締役の選任が進み、プライム市場上場会社の 82%が独立社外取締役を3分の1以上指名するに至った。金融庁はこれを過半数まで持っていきモニタリングモデルを確立する意図を持っている。また、指名・報酬委員会の設置が大きく進展したことも大きな特徴である。米国型の機関設計の一種である監査等委員会設置会社が上場会社の 4 割に達し、近々50%になると言われている。また、上場企業の ROE は 5%内外から 9~10%に上昇し、加えて、企業に対する株主・投資家の発言権が確実に上昇した。

### 3-3. CG コードにおけるサステナブル課題の位置付け

2015 年の CG コード策定時から、【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】への対応が織り込まれていたが、そのインパクトは大きくなかった。その後 2021 年改訂ではサステナビリティ課題の記述が大幅に増強された。改訂では気候変動問題への対応が大きく取り上げられた外、人権の尊重、従業員の健康、労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、具体的な課題の記述が拡充強化された。

### 3-4. サステナブル課題の開示、有価証券報告書への記載義務

#### (1)国際基準策定の動き

2021 年 11 月、国際会計基準財団は、「国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)」を設置し、気候変動等の開示基準を順次策定中である。日本では「サステナビリティ基準委員会 (SSBJ)」が同基準を踏まえ、具体的開示内容を策定すべく作業中である。

#### (2)有価証券報告書への記載の法定

2023 年 1 月「企業内容等の開示に関する内閣府令等」の改正により、有価証券報告書等におけるサステナビリティ情報の法定開示が始まった。①多様性に関する指標(女性管理職比率、男性育休取得率、男女間賃金格差)、②気候変動リスク対応などサステナビリティに関する情報、③人的資本に関する情報(人材育成方針等)の開示も求められることとなった。この法定化が企業に与えるインパクトは大きい。

### 3-5. 企業変革の道具としてのサステナビリティ課題への取り組みの本気度が問われる

企業の CSR 活動は 80 年代以降社会貢献(フィランソピー) CSR から戦略的 CSR・CSV へ深化してきた。その本業をベースにした社会貢献、経済的価値と社会的価値の両立という考え方は、今日の ESG・SDGs 経営に引き継がれる重要な原則となっている。

経営者に資本コストや株価に対する意識改革を促す資本市場からの圧力が強まる中であって、様々な株



主還元、即ち配当増、自社株買いに向かう一方で、利益率向上のためのコスト削減、設備・人への投資節減に走る危険性が強まる。社会課題への取り組みも優先順位が劣位に置かれる恐れもある。ここに啓発的な株主価値的ステークホルダー主義の限界が露呈しかねない。企業にとって株主価値＝「利益」は重要であるが、利益最大化自体が目的ではなくあくまで各社のパーパスの実現と従業員や地球環境を含むステークホルダーの利益(公共的利益)に貢献するための手段であるとの思想をどこまで貫徹できるか、その本気度が問われる。

国際的なサステナビリティ課題の提起は、新自由主義路線が齎した弊害から疲弊した国民を救い出し治癒を図ると共に、弊害を生み出した社会システム自体の変革を目指している。企業にとっても、弊害を生み出した社会システムに順応した企業活動や価値観そのものの転換が必要となろう。本気でSDGsに貢献するならば、利潤追求至上主義や株主利益至上主義に固執することは不可能であり、自ずと修正せざるを得なくなる。しかも、人権を中心にしたソーシャル問題への取り組みは、企業の顧客や社会などに対する対外活動を規律するだけでなく、企業組織内の価値観の転換を強く求めることになる。企業内の人権重視の貫徹は、企業決定における従業員の位置づけの変革を求める動きにまで発展する可能性を持つ。

#### 4. ESG・SDGs 経営(サステナビリティ経営)をめぐるいくつかの論点の検討

様々な形のせめぎ合いの中での、サステナビリティ経営をめぐるいくつかの重要論点を取り上げて検討を行いたい。

##### 4-1. ビジネスと人権をめぐる問題

ESGのSの最大の重要項目である人権問題は、日本企業にとって取り組むべき喫緊の課題であると同時に「人権後進国」として最も取り組みが難しい課題でもある。

###### (1)欧米の取り組み

欧米(特にEU)において、近年ESGをめぐる関連規制が、環境分野や社会分野において強化されている。特に、人権を中心とする社会分野において、サプライチェーン管理規制・非財務情報開示規制(ESG情報の開示)の導入が進み、人権デューデリジェンスに関しては、デューデリジェンス法が相次いで制定されている。企業に対し、事業活動およびサプライチェーンの全ての段階で、環境、人権、統治機構に対する公平性を担保することを求め、違反した場合は罰金、制裁、民事責任を課す。

###### (2)日本における取組の現状

人権侵害という場合、とかく海外の人権問題への対応(例えばミャンマー)の問題と受け取られがちであるが、企業が優先して取り組むべきは、足元の日本社会での深刻な人権問題である。訪日調査した「国連ビジネスと人権の作業部会」は2023年8月、ジャニーズ性加害問題を「性的搾取と虐待」として厳しく指摘する一方で、人権を尊重する企業の責任に関して、移民労働者や技能実習生の取り扱い、過労死を生む残業文化、そしてバリューチェーンの上流と下流での人権リスク等さまざまな問題で大きなギャップが残っていると指摘した。国際的水準の人権保障からは大きく乖離していると言えよう。

###### <我が国の人権とビジネスが抱える困難>

我が国の企業社会においては、「人権問題」とは同和問題であった時期が長く、やらされ感や人権概念への反撥が根強い。人権弁護士や人権団体を「人権屋」とする敵対感情も存在した。背景には、「家族的共同体」の中で働く「敵味方思考」「排除の論理」がある。これらは、「工場の中では憲法は通用しない」として、思想信条の自由の侵害、労働組合運動の自由と権利の抑圧により労働者の思想を統制してきた日本的経営の負の歴史の所産であり、日本での取り組みの意義と困難性の背景をなす。

###### <中核としての労働をめぐる人権問題>

「失われた30年」の大きな要因が、非正規労働の増大・低所得層の拡大による消費低迷にあるとすると、安定した雇用の提供や労働者の権利保護が重要課題となる。SDGs第8目標「すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセントワークを推進」の達成が不可欠である。人権DDの法制化を含め、制度改革が必要である。

人権問題をめぐってはNGO、NPOの役割が大きい。企業もかつての敵視政策を改め、協力・共同関係の構築に努める必要があろう。

#### 4-2. 人的資本経営をめぐる問題

##### (1) 沸騰する人的資本経営ブーム

近年の人的資本経営ブームはかつての内部統制ブームを彷彿とさせる。2020年9月「人材版伊藤レポート」、2022年5月「人材版伊藤レポート2.0」が公表されている。これらには耳を傾ける価値がある主張が織り込まれている。多様性の確保(女性・外国人・中途採用者の登用)と人的資本・知的財産への投資が長期的企業価値を決める最重要要因であるとの主張や人は企業価値に影響を与えるアセットであり、コストではなく投資ととらえること、人的資本・知的財産など無形財産が企業価値を決める時代であるとの指摘は重要である。従来の人的資源や人材管理といったマネジメント業務ではない、「企業と従業員が相互に依存していた関係は終わり、個の自律、人材の活性化が求められる。」との指摘も大切だ。

##### (2) 今なぜ急に「人的資本経営」なのか？～二つの背景

今なぜ急に「人的資本経営」なのか？～相反する二つの背景を考える必要がある。

第一は、行き過ぎた株主第一主義の新自由主義的経営において、人を蔑ろにすることで利益を確保してきたことへの反省である。そこで、改めて経営における人材の役割が見直された。

第二は、人的資本を株主第一主義のさらなる貫徹のための新しい道具とする狙いである。

今なぜ急に「人的資本経営」なのか？その本質的な狙いをよく見ておく必要がある。伊藤邦雄教授によれば「三位一体の労働市場改革」こそ本質である、すなわち①リスクリングによる能力向上支援、②個々の企業の実態に応じた職務給の導入(ジョブ型人事)、③成長分野への労働移動の円滑化である。それらを通して「より効率的な働き方」を追求し利潤追求のための新たな道具にすると共に、日本的雇用の完全な払拭が狙いである。人的資本経営が本当に人を大切にする経営に繋がるのか監視が必要だ。

##### (3) 90年代以来の新自由主義的・米国型経営への転換が齎した人間軽視の経営の反省と総括

これらの動きを正当に評価するためには、90年代バブル崩壊後の、日本的経営の否定と米国型への転換の歴史を振り返る必要がある。終身雇用制や年功序列制度から成果主義人事制度への転換、非正規雇用の拡大であり、それらが人づくり基盤の脆弱化とモノづくり基盤の脆弱化、イノベーション力の弱体化を齎し、「失われた30年」を招いた一つの要因であった。今求められているのは、そうした新自由主義経営の真摯な総括であり、そこからの脱却である。それなしの人的資本経営は単なるスローガンに終わるだけでなく、再び同じ過ちを繰り返す危険性がある。

##### (4) 新しい日本的経営の再構築の模索

伊藤邦雄教授がしばしば語る、日本企業の社員エンゲージメントは世界最低水準という「不都合な真実」は深刻な問題だ。熱意をもって働く人は5%で最下位、現在の勤務先で働き続けたい人は52.4%でこれも最下位、その一方で転職意向や独立・起業志向も最下位である。

株主と従業員の分配の抜本的見直しに加え、「指導原則」をはじめとした労働に関わる国際的規範の歴史

的成果を踏まえること、欧州の社会民主主義が構築してきた従業員の福祉制度や経営参加制度、バイデノミクス<sup>1</sup>の労働者・労働組合重視の政策等からも学ぶことが必要だ。

2018 年 7 月に改訂された英国のコーポレートガバナンス・コードでは、取締役会に従業員の声が届くようにする仕組みが規定された。我が国でも英国のような従業員重視の CG 改革が求められる。賃金改善に加え、CG 改革で殆ど語られない労働者の経営参加問題や労働組合の活性化を明確に打出すべき時期である。サステナビリティ経営やステークホルダー経営の観点からも、従業員の賃金改善は最重視されねばならない。

#### 4-3. 資本市場でのせめぎ合い

##### (1)株主第一主義への圧力

＜PBR1 倍割れ問題～「資本コストや株価を意識した経営」＞

東京証券取引所(東証)は、2022 年 4 月 4 日に市場区分を再編し、現物市場を 3 区分に整理した(プライム、スタンダード、グロース)。続いて 2023 年 3 月には、プライム市場、スタンダード市場上場企業に対して、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応等に関するお願いについて」を発信し、資本コストや資本収益性の改善策などの開示拡充を要請した。プライム市場の約半数、スタンダード市場の約 6 割の上場会社が自己資本利益率(ROE)8%未満、株価純資産倍率(PBR)1 倍割れと、資本収益性や成長性といった観点で課題があるとの理由である。金融庁主導の CG 改革が転換点に差し掛かって停滞状況であることを受けて、業を煮やした東証が前面に出て株主第一主義の貫徹を図ったとも見る事が出来る。その結果、企業の目標は ROE(自己資本利益率)や株価の上昇に置かれることになる。現在、日本の上場企業の株式の約 3 分の 1 はすでに、米国を中心とする外国法人が保有している。外国投資家の目当ては当該企業の株価上昇や配当、企業買収や売却で高利益を得ることである。人件費を削減し、設備投資、研究開発投資を節減して増加した利益は、配当や自社株買いによる株主還元を増加させる方向に向かう危険性が高まる。

＜投資家が主導する CG 改革＞

ESG 投資は経済価値と社会的課題の解決の両立を企業に要求するが、あくまで投資利益の確保が第一である点は忘れてはならない。特に利益水準が低く株主還元が少ない日本企業の場合は、先ずは利益の向上と株主還元を増やすことが優先課題となる。我が国では、短期的利益を追求するアクティビストと中長期的な企業価値の向上を目指す長期投資家の双方が発言力を強める方向に市場は動いている。その意味では、我が国の企業と資本市場は、国際的潮流に逆行する形で機関投資家が主導する株主資本主義が強化されつつあると考えられる。

##### (2)株主第一主義からの脱却を目指す潮流

米国型の株主第一主義経営に傾斜する現行の CG 改革に反撥して、日本型のマルチステークホルダー経営を志向する潮流が存在し、岸田首相の「新しい資本主義」論を追い風にして、その影響力は強まりつつある。その代表はスズキトモ早大教授が理論的支柱である関西経済連合会等の経済界グループと原丈人氏をリーダーとして上村達男早大名誉教授が理論面で支える「公益資本主義」グループである(2023 年基礎研春季研究集会報告『「公益資本主義」の可能性を考える』参照)。関経連等が提案した「コーポレートガバナンスに関する提言～マルチステークホルダー経営に支えられた新しい資本主義の実現に向けて～」では、株主第一主義からマルチステークホルダー経営の視点にシフトすべきとの観点から、CG コードの基本原則、原則および補充原則について、新条項を提案している。以下のことが主張されている。

一これまで、資本主義のあり方や企業経営の潮流では、新自由主義の考え方が強い傾向にあり、日本にも、これらの潮流を汲んだルールや開示制度等が流入。これらの流れに伴う過度な株主重視や短視眼的な経営観が懸念される。



- ―新自由主義における資本主義の行き過ぎた部分を是正し、多様なステークホルダーを意識した経営にシフトすべきとの主張が優位になりつつある。
- ―三方よし(売り手によし、買い手によし・世間によし):顧客・従業員・取引先・地域社会・株主への公平かつバランスのとれた価値の分配を重視。
- ―「新しい資本主義」の下では、企業は、株主のみならず、多様なステークホルダーを等しく重視すべきとの力強いメッセージの発信が必要。

#### 4-4. アンチ ESG 運動の動向

欧米での ESG 経営批判の形をとった株主第一主義の反撃に注意が必要である。米国で近年広がる「脱炭素を企業に強要している」「根拠のない気候変動の取り組みが年金受給者の利益を脅かす」等の「アンチ ESG」の運動は、米国政治の分断とも結びつき深刻な影響を与えている。EU でも厳しい環境規制への農民の怒りの抗議拡大に乗じて極右などポピュリストが勢力を挙げている。

アンチ ESG の議論は、ESG 投資が経済成長や効率性を阻害するという点に焦点を当てている。また、ESG 投資は、企業の経営判断に政府が介入することになり、市場原理を損なうとして批判している。米国の ESG 投資残高は 2022 年には 2020 年比で半減したとも指摘されている。共和党が知事を握る 20 近くの州では、ESG 投資を規制する法律が成立して、混乱状況にある。

#### 4-5. 誰が監視監督するか～内外の監査と市民運動の役割

企業の変革を企業の自発性だけに期待することはできない。法的・規範的規制と共に、企業に対する監視やモニタリングが不可欠である。

- (1) 企業外部からの監視～労働組合、NPO・NGO との協働、自発的な市民運動の圧力
- (2) 企業内部の監視～内部統制の整備、監査役、内部監査、社外取締役のモニタリング
- (3) サステナビリティ経営をめぐる陥穽や諸問題の監視

良いことには思わぬ落とし穴がある。以下の危険性に陥らないように内外の監視が必要だ。

- ①ESG・SDGs をめぐる国際覇権競争が本来の目的を歪める危険性
- ②ESG・SDGs 産業が自己肥大化し、産業関係者や特定の国家の利益に振り回される危険性
- ③各国の置かれた歴史を無視したガバナンスの画一化を後押しする危険性
- ④海外から移入された概念が本来の意味が忘れられて記号として独り歩きして流行する危険性
- ⑤欺瞞的な SDGs(グリーン)ウォッシュの危険性

#### 5. おわりに～新しい資本主義の内実化、普遍的な社会規範に基づく新しい共同の可能性

岸田首相は当初掲げていた金融所得課税を撤回するなど、腰砕けとも言われる状況にあるが、首相の評価と「新しい資本主義」の可能性の評価は別なものとして考える必要がある。国際的な「新しい資本主義」の模索は、①新自由主義の批判と克服、②地球温暖化防止や SDGs など社会課題解決の重視、③従業員を始めとしたステークホルダーの利益の重視、④健全な成長と公正な分配による格差と貧困の是正を目指す、⑤賃金上昇と雇用の安定化、非正規雇用の待遇改善 が共通した主張である。我が国でも新自由主義の思想は未だ根強く支配的ではあるものの、右は「クライテリオン」グループなど保守の反新自由主義派から左は共産党「経済再生プラン」まで、経営者を含む幅広い人々の間での一致点は確実に拡大している。これらの主張は普遍的価値を持つ社会規範に依拠したものであり、SDGs の目指す目標と多くの点で重なる点を再確認したい。



近年のサステナビリティとステークホルダーを重視する内外の潮流の主流化は、社会と企業に価値観の変革を迫る。今般のジェンズ問題への企業や社会の真剣な対応は、性と人権をめぐる長く過酷な戦いとそれが勝ち取った人権意識の大きな変化なしには理解できない。個人の自立と生き方の多様性を当然のこととして認める価値観の広がりは確実に企業を変えつつある。

以上

#### 【参考文献】

原文人『公益資本主義—英米型資本主義の終焉』(2017、文春新書)

水口剛『ESG 投資 新しい資本主義のかたち』(2017、日本経済新聞出版社)

宮島英昭・齋藤卓爾「アベノミクス下の企業統治改革—二つのコードは何をもたらしたのか」(旬刊商事法務、2020年4月)

柚木澄「アメリカ的経営の導入と日本的経営」(雑誌『経済』2020年11月号)

南博・稲葉雅紀『SDGs—危機の時代の羅針盤』(2020、岩波新書)

足達英一郎『SDGsの先へ ステークホルダー資本主義』(2021、集英社インターナショナル新書)

板垣隆夫「SDGsは「大衆のアヘン」なのだろうか～積極的に受け止め、真面目に反論する」(2021、監査懇話会 HP 監査役・いたさんのオピニオン No.25)

板垣隆夫「日本のガバナンス改革とESG・SDGs経営の行方」(2022、基礎研春季研究集会予稿)

小栗崇資『社会・企業の変革とSDGs: マルクスの視点から考える』(2023、学習の友社)